

1-01-71 射水郡上関村肝煎家文書リスト(16件16点)

No.	資料名称	点数	年 代	寸法 (縦*横, cm)	備 考
1	越中射水郡上関村村御印	1	寛文10年 (1670)9月7日	37.4*57.3 包紙57.0*36.6 御印箱：縦43.5* 横12.5*高さ6.2	堅紙。包紙「射水郡上関村／百姓中」と御印箱 (No.1・2が入っていた)あり。 加賀藩→上関村百姓中。 草高(標準的収穫高)691石、新開高8石の計699 石。免(税率)は42%で、小物成(米以外様々な ものに課せられた雑税の総称)は鮎川役1匁。
2	越中射水郡上関村村御印(写)	1	寛文10年 (1670)9月7日	35.7*51.2	堅紙。御印箱(No.1・2が入っていた)あり。 No.1の写し。控えと思われる。
3	越中射水郡大野村村御印(写)	1	寛文10年 (1670)9月7日	35.8*51.2	堅紙。 (加賀藩)→大野村百姓中。 草高239石、免35%、小物成は野役(萱(かや)、肥 料となる草・腐植土等が入手できる原野があるこ とでかけられる用益税)銀6匁。 隣の大野村のものだが、本史料に含まれているの は肝煎という役職の参考のためか。
4	上関村千保川洪水に際し 権役免除願書	1	宝暦9年(1759)2 月	24.8*79.9 包紙31.5*22.3	継紙。包紙「領通舟御印式通入／上関村」あり (No.4・5が入っていた)。 上関村肝煎 四郎右衛門・同村組合頭 五郎兵衛→ 東海老坂村 五兵衛・下条村 孫四郎。 東海老坂村 五兵衛(十村)・下条村 孫四郎→改 作奉行所、改作奉行(9名)→算用場へと奥書願書 あり。算用場の裏書あり。 治水工事(川除普請)及び権役(かいやく／その 資材を運ぶ船を出す負担)が重いので、免除して ほしいという願書。
5	上関村千保川洪水に際し 権役免除願書	1	明和5年(1768)5 月	24.0*89.0	継紙。包紙「領通舟御印式通入／上関村」あり (No.4・5が入っていた)。 上関村肝煎 四郎右衛門、同村組合頭 小右衛門→ 東海老坂村 五兵衛・下条村 孫四郎。 東海老坂村 五兵衛(十村)・下条村 孫四郎→改 作奉行所、改作奉行(9名)→算用場へと奥書願書 あり。算用場の裏書あり。
6	上関村入百姓理兵衛持 高倅に譲渡願書(写)	1	文化3年(1806)6 月	24.5*100.6	継紙。 上関村入百姓 理兵衛→中川村 善左衛門・加納村 権六。 善左衛門・権六→改作奉行所の奥書と、改作奉行 の裏書あり。 高岡関町の町人・三辺屋理兵衛は、上関村の土地 を買い集め(取高)、その村の村民となった(入 百姓)。本史料は理兵衛の息子・虎吉が15歳にな り、農作業も熱心に行っている、その土地を譲 渡したいという旨の願書。 一般的に入百姓とは他村の農民か、その村の無高 の農民(頭振)が土地を得て、その村民として認 められることをいう。しかし本史料では町人が 「入百姓」している興味深い事例である。ちなみ に虎吉はのちに上関村の肝煎に就任している(No. 7)。
7	上関村肝煎与三兵衛病 死につき虎吉へ拝命願 書	1	嘉永3年(1850)3 月	24.2*195.4	継紙。 上関村組合頭 与右衛門等43名→南善左衛門・斎藤 庄五郎。 南善左衛門(二上組十村)等12名→改作奉行所へ と奥書願書あり。算用場の裏書あり。 肝煎である与三兵衛が病死したため、虎吉へ肝煎 を任命してほしいとの願書。加賀藩領において は、肝煎に就任する際に村民→十村→郡奉行→算 用場奉行へと願書を出して承認される必要があ り、本史料はその典型的なものである。

No.	資料名称	点数	年 代	寸法 (縦*横, cm)	備 考
8	鷺北新村へ上関村用水貫樋埋替に際し江代米為取替証文	1	嘉永2年(1849)4月	23.9*60.8	継紙。 鷺北新村当分肝煎代り・角村肝煎 三右衛門等5名→上関村当分肝煎代り・西藤平蔵村肝煎 与四兵衛等5名。 南善左衛門(二上組十村)の裏書あり。 江代米(えだいまい/用水に関する代米)は1斗。 長さ4間、幅1尺の貫樋であったが、弘化元年(1844)に長さ1間と幅2尺5寸に増やした。
9	上関村用水分水につき江代米為取替証文(後欠)	1	安政3年(1856)7月6日	24.1*33.6 紙袋26.9*9.3	切紙。紙袋「安政三年辰七月六日木津村/ヨリ取立江代米為取替御表/書物入」あり(No.9・10が入っていた)。 木津村肝煎 次郎兵衛等6名→上関村肝煎 虎吉・組合頭 与右衛門・同 和助等(後欠のため人数不明)。 南善左衛門(二上組十村)の裏書あり。 木津村の飛び地への灌漑のため、上関村の用水から分水し、その江代米は年8斗と定めて両村が取り交わした証文。
10	上関村用水分水につき江代米為取替証文(写)	1	安政3年(1856)7月6日	24.1*35.4	切紙。紙袋「安政三年辰七月六日木津村/ヨリ取立江代米為取替御表/書物入」あり(No.9・10が入っていた)。 肝煎 虎吉・組合頭 与右衛門・同 和助→木津村肝煎 次郎兵衛等5名。 No.9の木津村へ渡したものの写し。
11	用水分水につき調筆連印の為御裏書物遣わし願書	1	(安政3年(1956)カ)辰7月9日	15.6*44.1	継紙。 木つ 次郎兵衛→上関 虎吉。 No.9・10の関連史料であれば、同年の安政3年のものか。
12	江代米取極御裏書御調の為持参に対する礼状	1	(安政3年(1956)カ)辰8月5日	15.7*25.7	継紙。 次郎兵衛→虎吉。 No.9・10の関連史料であれば、同年の安政3年のものか。
13	上関村新開地納所方申付書	1	寛文3年(1663)1月16日	28.7*46.7 包紙34.0*23.3	堅紙。包紙「寛文三年下シ御証文 一通」あり。 園田佐七等5名→上関村 四郎右衛門・五右衛門。 園田らは改作奉行。
14	修験道勧進手形	1	文化6年(1809)7月	19.4*26.2 包紙23.9*17.5	切紙。包紙「文化六年巳十二月廿六日渡り/壱枚山伏御印」あり。 差出：三州触頭 成應寺・醫王寺・願行寺・乾貞寺。本文は木版刷り。 これを所持している者が修験道の行者であり、そのために勧進していることを保証するもの。
15	潰地面地子米にては混雑につき引高承認通達書	1	(天保11年(1840)カ)子2月7日	16.0*86.2	継紙。 南善左衛門→下関村・上関村村役人。南の十村在任期間より、天保11年のものと推察できる。 引高とは、災害等で耕作不能となった土地の面積(潰地)を差し引くこと。潰地は2ヶ所で計1.694石となり、この年よりすべて引高とされた。 前年12月付の水原清五郎→長大隈守の願書の写しが前半部に書かれている。
16	庄川・千保川鮭役請負争論につき願書(写)	1	嘉永5年(1852)2月	24.1*71.3	継紙。 木津村肝煎 次郎兵衛等6名→南善左衛門等五人。